

社会福祉法人 赤間福祉会 赤間保育園運営規程

(名称)

第1条 本園は、赤間保育園と称する。

(所在地)

第2条 本園を福岡県宗像市赤間四丁目7番1号に置く。

(施設の目的及び運営方針)

第3条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(提供する保育等の内容)

第4条 本園は、保育所保育方針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 通常保育 第7条第1項に規定する時間において保育を提供する。
- (2) 延長保育
- (3) 一時預かり事業

(職員の区分及び定数)

第5条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主任保育士 1名以上
- (3) 保育士 29名以上(一時預かり担当者1名を含む)
- (4) 調理員 3名以上
- (5) 嘱託医 小児科1名、歯科1名を嘱託する
- (6) 事務員 1名以上

2前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

- (1) 副園長
- (2) 主任保育士補佐
- (3) 主任栄養士
- (4) 主任栄養士補佐
- (5) 副主任保育士
- (6) 副主任保育士補佐
- (7) 副主任栄養士
- (8) 副主任栄養士補佐
- (9) 栄養士、調理師
- (10) 看護師、保健師、准看護師
- (11) 用務員、その他の職員

(職務)

第6条 園長は、園の業務を統括し、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるとともに、乳幼児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

- 2 副園長は、園長の業務を補佐する。
- 3 主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。
- 4 副主任保育士は、主任保育士の業務を補佐する。
- 5 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 6 看護師、保健師、准看護師は、乳幼児の健康状態を観察し健康管理等の業務を行う。

- 7 栄養士は、乳幼児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。また、給食及びおやつを調理する等の給食業務に従事する。
- 8 嘱託医及び歯科嘱託医は、乳幼児の健康管理業務を行う。
- 9 事務員は、園長の委任を受け庶務、渉外及び会計事務に従事する。
- 10 用務員は、園内外所業務に従事する。
- 11 調理員及び調理師は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する等の給食業務に従事する。

(職員の心得)

第7条 職員は、この規則及び就業規則のほか諸規定を遵守し、園長の指示に従い職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者としての責務を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

(開所時間等)

第8条 本園の開所時間は午前7時から18時までとし、保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る保育時間は以下のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

9時から17時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 本園の延長時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

20時までの範囲内で延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時から9時まで、又は17時から18時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(休日)

第9条 本園の休日は次のとおりとする。

(1) 日曜、祝日

(費用)

第10条 保育料は、乳幼児が居住する自治体の市町村長の定めた額とする。

2 延長保育料は下記のとおりとする。

(1) 保育標準時間の認定をされた場合の延長保育料は、

1時間型利用は、3,000円 (但し 乳児は 4,000円)

2時間型利用は、6,000円 (但し 乳児は 8,000円)

(2) 保育短時間の認定をされた場合の延長保育料は、

1時間型利用は、1,500円 (但し 乳児は 2,000円)

2時間型利用は、3,000円 (但し 乳児は 4,000円)

3 本園は、前二項の支払を受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に掲げる費用の支払を受けるものとする。

(定員)

第11条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

(1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。） 110人

(2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）のうち、満一歳以上満三歳未満の子ども 80人

(3) 3号認定子どものうち、満一歳未満の子ども 30人

(利用の開始に関する事項)

第12条 本園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第13条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定こどもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(利用に当たっての留意事項)

第14条 乳幼児が欠席する場合には、保護者は口頭により職員に、また5日以上欠席した場合は文書により、園長に届け出るものとする。長期欠席(2週間以上)する場合は、文書により宗像市に届け出るものとする。

- 2 乳幼児又はその同居家族に伝染病等が発生した場合に、園長が、他の乳幼児に感染するおそれがあると認めたときは、該当乳幼児に休園を命じることができる。
- 3 登降園については、原則として保護者が付き添うものとする。

(緊急時における対応方法)

第15条 本園職員は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に病状の急変、

その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は乳幼児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、委託元市町村、利用乳幼児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 乳幼児に対する事故につき、そのことが本園の責めに帰すべき事由により、発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回避難及びその他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 本園は、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村、宗像市家庭児童相談室又は児童相談所に通告し、乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図る。また、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(児童虐待防止法遵守)

第18条 職員は、乳幼児の虐待が疑われる場合には、乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市長村に通報するものとする。

(平等の原則)

第19条 本園は、乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(衛生管理)

第20条 本園は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止を行うものとする。

(苦情対応)

第21条 保護者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合本園は、速やか

に事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無並びに改善方法について、保護者に報告するものとする。また、苦情等に対応し解決するための仕組みを設けるものとする。なお、苦情受付担当者は、主任とする。

(保育内容)

第 22 条 保育内容及び給食並びに健康管理については、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、保育所保育指針に基づき適切な指導計画を立てる。

(保護者との連絡)

第 23 条 本園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(相互信頼関係の構築)

第 24 条 乳幼児が共同生活の秩序を保ち、健康で快適な生活を維持するため職員及び保護者は、必要な事項について話し合い、相互の信頼関係の維持に努めなければならない。

(秘密の保持)

第 25 条 職員は業務上知り得た乳幼児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(文書の取扱)

第 26 条 文書は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文書の管理)

第 27 条 文書は常に整理し、点検され、正しく保管され、重要なものは非常災害に際し持ち出しのできるよう常に整備し、紛失、火災、盗難等に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第 28 条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表 2 のとおりとする。

(事故発生の防止)

第 29 条 本園は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための安全点検チェックリスト等を定め、事故を防止するための体制を整備する。

(健康管理)

第 30 条 園長、職員（保育士、看護師等）は常に乳幼児の健康に留意し、年 2 回以上の健康診断を実施しその結果を記録しておかななければならない。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者及び乳児担当職員は毎月検便を実施するものとする。

(改正)

第 31 条 この規定を改正、廃止するときは、社会福祉法人赤間福社会理事会の議決を経るものとする。

附 則 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(160 名から 220 名に定員変更)

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(主任保育士 1 名から 1 名以上に変更)

附 則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(別表 1 主食費 500 円から主食費 1,000 円副食費 4,500 円に変更)

附 則 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1 着替え用下着費用パンツ代 155 円から 250 円に変更)

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(第 5 条 2 主任栄養士、副主任栄養士、第 21 条 主任、の職員の区分の追加及び変更、別表 1 (2)、(3) の変更、(4) ソックス代の削除)

附 則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。((2) 年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日) 削除)

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(職員の区分及び定数の変更)

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 クリーニング代の変更)

附 則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1 クリーニング代の変更)

別 表 1

(1) 2号認定子どもが対象となるもの

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主食に係る費用	2号認定子どもに係る主食代	月額 1,000円
副食に係る費用	2号認定子どもに係る副食代	月額 4,500円

※令和元年10月1日より保護者から徴収

(2) 2.3.4歳児の子どもが対象となるもの

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
クリーニング費用	貸出用制服のクリーニング代	年額 490円

※令和6年4月1日より変更

(3) 5歳児の子どもが対象となるもの

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
クリーニング費用	貸出用制服のクリーニング代(夏・冬)	年額 980円

※令和5年4月1日より変更

(4) 該当者のみ対象となるもの

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
着替え用(下着)費用	着替え(下着)が不足した場合のパンツ代	1枚250円

※令和4年4月1日より変更

※当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収書を交付する。